

平成 19 年 8 月 30 日
企業会計基準委員会

企業会計基準公開草案第 20 号

「工事契約に関する会計基準（案）」及び

企業会計基準適用指針公開草案第 25 号

「工事契約に関する会計基準の適用指針（案）」の公表

コメントの募集

これまで我が国では、長期請負工事に関する収益の計上については、工事進行基準又は工事完成基準のいずれかを選択適用することが認められてきたため、同じような請負工事契約であっても、企業の選択により異なる収益等の認識基準が適用されることにより、財務諸表間の比較可能性が損なわれる可能性があるとの問題が指摘されてきました。このため、企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）においては、工事契約に関する収益等の認識方法が中長期的な検討課題として認識されてきました。

当委員会は、この問題に対応するため、平成 18 年 7 月にワーキング・グループを設置して準備作業に着手し、平成 18 年 11 月には工事契約専門委員会を設置して、理論的な側面とともに、実務上の問題点についても幅広く検討を重ねてきました。今般、平成 19 年 8 月 24 日の第 135 回企業会計基準委員会において、標記の企業会計基準の公開草案（以下「本会計基準案」という。）及びその適用指針の公開草案（以下「本適用指針案」という。また、本会計基準案と本適用指針案を合わせて、以下「本公開草案」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に掲げられている事項に加え、本会計基準等の適用上、明らかにしておく必要があると考えられる事項があれば、そのような事項についても、ご意見をお寄せください。コメントは、平成 19 年 10 月 1 日（月）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電 子 メ ー ル : kouji-keiyaku@asb.or.jp

フ ァ ク シ ミ リ : 03-5510-2717

本公開草案の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案の内容を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本公開草案をお読みください。

■ 目 的（本会計基準案第 1 項）

工事契約に係る工事収益及び工事原価に関し、施工者における会計処理及び開示を定めること。

■ 範 囲（本会計基準案第 2 項、第 3 項、第 26 項から第 28 項）

- (1) 工事契約：仕事の完成に対して対価が支払われる請負契約のうち、土木、建築、造船や一定の機械装置の製造等、基本的な仕様や作業内容を顧客の指図に基づいて行うもの
- (2) 受注制作のソフトウェア

■ 工事原価（本会計基準案第 4 項（6）、第 29 項、第 30 項）

工事契約に係る認識の単位に含まれている施工者の義務を果たすための費用で、原価計算基準に従って適正に算定する。

■ 工事契約に関する認識の単位（本会計基準案第 5 項、第 6 項、第 37 項から第 40 項）

工事契約において当事者が合意した取引の実質的な単位に基づく。

■ 工事契約に係る認識基準の識別（本会計基準案第 7 項から第 12 項、第 41 項から第 54 項）

1. 工事進行基準を適用する場合

工事進行基準を適用するのは、工事契約に関して、工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合であり、成果の確実性が認められるためには、(1) 工事収益総額、(2) 工事原価総額、(3) 決算日における工事進捗度の各要素について、信頼性をもって見積ることができる必要がある。

(1) 工事収益総額の信頼性をもった見積り

① 工事が完成する確実性が高いこと

- 1) 施工者に当該工事を完成するに足りる十分な能力があること、かつ 2) 完成を妨げる環境要因が存在しないこと

② 当事者間の契約等において当該工事契約についての対価の定め（対価の額についての定め並びに、対価の決済条件及び決済方法についての定め）があること

(2) 工事原価総額の信頼性をもった見積り

① 工事原価の見積りが、実際に発生した工事原価と比較できる形で作成され

ていること

- ② 工事原価の事前の見積りと実績を対比することにより、適時・適切に工事原価総額の見積りの見直しが行われること

2. 工事完成基準を適用する場合

上記の要件を満たさない場合には、工事完成基準を適用する。

- ※ 本会計基準案の適用対象となる工事契約等の取引については、上記の認識基準の識別に従い、工事進行基準または工事完成基準が適用され、入金の日や代金の回収期限到来の日を基準として、工事収益及び工事原価を認識することは認められていない。
- ※ 本適用指針案には、成果の確実性を事後的に獲得した場合や、成果の確実性を事後的に喪失した場合の取扱いについての記述がある。

■ 工事進行基準の会計処理（本会計基準案第13項から第16項、第55項から第57項）

1. 決算日における工事進捗度の見積り

原価比例法等、当該工事契約における施工者の履行義務の全体との対比において、決算日における当該工事の履行の割合を合理的に反映する方法を用いて見積る。

2. 見積りの変更

工事収益総額、工事原価総額又は決算日における工事進捗度の見積りが変更された場合は、その見積りの変更が行われた期に、その影響額を損益として処理する。

3. 工事進行基準を適用することにより計上される未収入額

工事進行基準を適用した結果、工事の進行途上において計上される未収入額については、本会計基準案及び他の会計基準等の適用上、特段の定めがない限り、金銭債権に準じて取り扱う。

■ 工事契約から損失が見込まれることとなった場合の取扱い（本会計基準案第18項、第19項、第58項から第66項）

工事契約について、工事原価総額等が当該工事契約における工事収益総額を超過する可能性が高い場合には、当該超過すると見込まれる額（工事損失）のうち、当該工事契約に関して既に計上された損益の額を控除した残額を、工事損失が見込まれた期の損失として処理し、工事損失引当金として計上する。

- ※ 本適用指針案には、複数の通貨が関わる場合の取扱いについての記述がある。

■ 開 示（本会計基準案第 20 項、第 21 項、第 67 項）

1. 表 示

工事損失引当金の繰入額は売上原価に含め、当該工事損失引当金の残高は、貸借対照表の負債の部に計上する。

2. 注記事項

- ・ 工事契約に係る認識基準
- ・ 決算日における工事進捗度を見積るために用いた方法
- ・ 当期の工事損失引当金繰入額
- ・ 工事損失引当金が計上されている工事契約について、未成工事支出金等の棚卸資産を計上している場合には、その旨、及び当該棚卸資産の額のうち、工事損失引当金に対応する額
- ・ 下記の〔一括適用〕を選択した場合には、その旨、及び過年度に対応する工事収益の額及び工事原価の額

■ 適用時期等（本会計基準案第 22 項から第 24 項、第 68 項、第 69 項）

〔本 則〕 平成 21 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に着手する工事契約につき適用

※ 平成 21 年 4 月 1 日より前に開始する事業年度に着手した工事契約についても、平成 21 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に工事損失が見込まれる場合には、本会計基準案により工事損失引当金に係る会計処理を行う。

〔一括適用〕 平成 21 年 4 月 1 日以後開始する最初の事業年度の期首に存在する工事契約のすべてについて一律に本会計基準案を適用することもできる

※ この場合、過年度に対応する損益の修正額は、特別利益又は特別損失として計上する。

なお、本公開草案では、四半期財務諸表における取扱いについては言及しておりませんが、この点に関しても、ご意見があればお寄せ下さい。

以 上